

久喜市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱の一部を改正する告示

久喜市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（平成29年久喜市告示第165号）を次のように改正する。

第6条ただし書中「同一敷地内にある他の事業所」を「他の事業所」に改める。

第26条中「事業の運営についての重要事項」を「事業の運営についての重要事項（以下「重要事項」という。）」に改める。

第30条第1項中「第26条に規定する重要事項」を「重要事項」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項の規定による」を「前項の規定による」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第38条第2項第1号及び第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第40条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第40条第1項中第11号を第13号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第40条第2項中「第10号」を「第12号」に、「同項第11号」を「同項第13号」に改める。

第44条ただし書中「同一敷地内にある他の事業所」を「他の事業所」に改める。

第46条第2項第1号及び第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第49条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第49条第1項中第11号を第13号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定訪問型サービスAの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第49条第2項中「第10号」を「第12号」に、「同項第11号」を「同項第13号」に改める。

第63条第2項第1号を次のように改める。

(1) 第66条第2号の規定による介護予防通所介護相当サービス計画

第63条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項

第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第66条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第66条第1項中第11号を第13号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第66条第2項中「第10号」を「第12号」に、「同項第11号」を「同項第13号」に改める。

第73条第2項第1号及び第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第76条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第76条第1項中第11号を第13号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定通所型サービスAの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用

用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第76条第2項中「第10号」を「第12号」に、「同項第11号」を「同項第13号」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この告示の施行の日から令和7年3月31日までの間、この告示による改正後の久喜市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱第30条第3項（第47条、第64条、第74条において準用する場合も含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防訪問介護サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。